

「一級河川 堂島川（旧淀川）護岸ライトアップ設計等業務」

特記仕様書

第1章 共通

第1条 適用

- 1 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるものとする。
- 2 本業務のうち設計業務に係る部分に関しては、「測量、調査作業及び業務委託等必携（平成 27 年 4 月）大阪府都市整備部」によるものとする。
なお、「測量、調査作業及び業務委託等必携」は大阪府都市整備部のホームページ（以下の URL 参照）に掲載している。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html>
- 3 本設工事に係る部分に関しては、「機械・電気設備請負工事必携（平成 26 年 4 月）大阪府都市整備部」によるものとする。
なお、「機械・電気設備請負工事必携」は大阪府都市整備部のホームページ（上記の URL 参照）に掲載している。

第2条 業務目的

大阪府では、平成 13 年、国の都市再生プロジェクトとして、「水都大阪」の再生が採択されて以来、大阪市、経済界とともに、大阪市内中心部を囲む河川・「水の回廊」の特徴を活かした魅力づくりにつながる環境整備や、その魅力を活かしたにぎわいづくりに取り組んでいる。

魅力づくりに向けた環境整備では、船着場や遊歩道の整備とともに、かつて光の都とも称された大大阪時代のような、光による夜間景観を形づくるため、橋や岸辺などのライトアップなどに取り組んでいる。

この光による夜間景観の形成を進めるにあたっては、まちづくりの観点から、統一感ある、高いクオリティとするため、大阪の光のまちづくりのマスタープランとなる「大阪光のまちづくり 2020 構想」を、府市経済界等で策定し取り組んでいる。

中之島エリアでは、これまでに浪華三大橋と呼ばれる、なにわ橋、天神橋、天満橋をはじめ、11 箇所橋梁のライトアップ、さらに船着場、護岸のライトアップにも取り組んでおり、既存資産を活用した効果的な光の景観形成を推進してきた。

さらに、平成 24 年度には大阪府・大阪市が共同で「大阪都市魅力創造戦略」を策定し、その重点取組の一つとして「水と光の首都大阪の実現」を掲げ、より魅力的な光景観の創出に取り組んでいる。

本業務は、「大阪都市魅力創造戦略」に位置づけられている水と光のまちづくりの推進に向け、中之島中央エリアにおいて堂島川左岸の水辺のライトアップを実施するものである。同護岸に周辺ライトアップと調和した照明を施すことにより、中之島中央エリアの夜間景観をより向上させるとともに、水都大阪の新たな魅力発信拠点として全国への発信につなげることを目的としている。

本業務は、「堂島川護岸ライトアップ設計等業務事業者選定委員会」において、最優秀提案に

選定された提案内容を基に、「中之島中央エリアコンセプト」及び「護岸、水面などのライトアップデザイン方針」を踏まえ、恒久施設としてライトアップを実施するための、基本設計、実証実験及び詳細設計を行うものとしています。

【護岸、水面などのライトアップのデザイン留意事項】

- ① エリアコンセプトとの整合した照明計画であること
- ② 各護岸にエリアの歴史・文化・風土などを考慮しコンセプトを設定し整合を図る計画であること
- ③ 周辺景観や背景の都市の夜間景観と調和するような計画であること
- ④ 近代建築物を意識した計画であること（第3工区）
- ⑤ 水面への映り込みを意識した計画であること
- ⑥ 周辺に設置計画している既存ライトアップと調和した計画であること
- ⑦ 詳細にいたるデザインに独自のアイデアや工夫が盛り込まれている計画であること
- ⑧ イベント時と平常時の光の見せ方を工夫している計画であること
- ⑨ 最新技術の採用などの話題性や見る人の驚き、不思議さを意識した計画であること
- ⑩ 照明施設の設置や維持管理が適切に行え、関係法令・基準をふまえた実現可能性のある提案デザインであること

【護岸、水面などのライトアップの施工計画に関する留意事項】

- ① 道路交通、水上交通や周辺利用者に対して、光害や障害光（グレア）対策を考慮すること
- ② 照明施設の配置について、昼間景観に配慮した計画であること
- ③ 環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けていること
※電気代等の維持管理費用の低減を図る
- ④ 既存道路照明、歩道照明の調整も提案可能である
※ただし、道路照明施設設置基準に適合すること
- ⑤ 照明施設の保守性、安全性及び将来性などの維持管理に配慮した計画であること
- ⑥ 照明施設の設置方法が適切で、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討し、安全性を確保できている計画であること
- ⑦ 護岸構造の安全性が保たれる計画とすること
- ⑧ 関係機関との協議調整を迅速に実施し、適切な工程計画を作成すること
- ⑨ 実証実験及び施工方法について、周辺環境への配慮及び安全対策を適切に行うこと
- ⑩ 施工方法や安全対策について、出水期間中の河川内工事や交通規制を伴う道路上の工事となるため、仮設計画を十分に検討すること。

第2章 基本設計、実証実験及び詳細設計

第1条 業務内容

業務実施にあたっては、大阪府、大阪市、大阪府警本部及び所轄警察署、水上安全協会及び舟運事業者、電力会社等との調整を実施するものとし、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うものとする。設計の範囲は堂島川左岸の以下の3工区とする。

第1工区：田蓑橋～渡辺橋 L＝約380m

第2工区：渡辺橋～中之島ガーデンブリッジ L＝約200m

第3工区：水晶橋～鉾流橋 L＝約150m

1 基本設計

(1) 提案に基づき、業務計画書を作成すること。

業務計画書の作成にあたっては、事前に本業務に関連する既存図面及び現地調査等により現地の状況を十分把握するとともに、発注者と十分協議調整のうえ実施すること。業務計画書には、コンセプト、業務工程、使用灯具などを明確に示すものとする。

(2) 大阪府、大阪市及び夜間景観づくりの専門家等の意見を踏まえ、修正意見等が出された場合は、それに基づき、再度計画書を作成するものとする。

2 実証実験

(1) 基本設計に基づき、効果を確認するための実証実験計画書を作成すること。

(2) 実証実験は、大阪府、大阪市及び関係者と協議の上、夜間景観作りの専門家を招いて立会確認による意見や改善提案を整理検討のうえ、毎回報告書を提出すること。なお、夜間景観づくりの専門家の監修に要する費用は、本業務価格に含むものとする。

(3) 実証実験を基に、川沿い遊歩道、橋梁上、船上、賑わい施設等の各視点場からのフォトモンタージュを工区ごとに作成し、提示するものとする。

3 詳細設計図書の作成

(1) 基本設計及び実証実験を踏まえ、大阪府、大阪市及び夜間景観作りの専門家等の意見や改善提案を反映させ、最終的なライトアップの計画を策定し、詳細設計を実施するものとする。詳細設計は、以下に示すものを工区ごとに作成すること。

1) 機器等仕様書

2) 機器等配置計画

3) 配管、配線計画

4) 詳細図面（平面図、断面図等）

5) 施工計画（足場等の仮設計画含む）

6) 維持管理計画等の設計

7) 数量計算書

8) 構造計算書（ライトアップ照明施設取付けに伴う護岸構造の安全性の照査含む）

9) フォトモンタージュ

10) その他必要なもの

(2) 詳細設計条件

詳細設計にあたっては、照明施設の保守性、安全性及び将来性、環境へ配慮した適切なエネルギー使用、及び昼間景観へ配慮したものとするよう考慮すること。

なお、協議など関係機関との合意に至る経過記録を作成するものとする。

1) 施設の設置位置等

① 照明施設等は、歩行者の通常利用などに支障にならない位置とすること。基本的に、器具は幅員を狭める遊歩道への設置は行わないこと。また、容易に通行者などの手に

第2工区：渡辺橋、中之島ガーデンブリッジ、船上の視点場

第3工区：水晶橋、銚流橋、右岸にぎわい施設、船上の視点場

4 関係機関協議

本業務では、以下の機関との協議、調整及び申請等が必要であるため、これら関係機関への申請手続き資料を作成すること。また、必要に応じて、これら関係機関との調整を実施すること。なお、これに伴う費用は、受託者が負担するものとする。

(1) 大阪市建設局（道路管理者）

道路区域内（遊歩道含む）で作業を行う場合、道路占用に関する協議を要する。

(2) 大阪府警本部並びに所轄警察署（交通管理者）

大阪府道路交通規則第14条（道路における禁止行為）の交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと、及び車両等の運転者の眼をげん惑するような光や信号と同色光、点滅光をみだりに道路に投射することは禁止行為とされていることから、本条文を遵守すること。

- 1) 照明の設置位置、色及び光量等による通行車両等への影響、設置箇所や施工計画等に関する協議
- 2) 実証実験や設置工事での仮設計画で必要な交通規制に関する協議
- 3) 実証実験や設置工事に伴う道路交通法申請書類等の作成

(3) 関西電力(株)

電力引き込みに伴う協議及び申請。なお、実証実験を含み、本業務期間中において電気料金が発生する場合は、受託者が負担することとする。

(4) 大阪水上安全協会及び舟運事業者

- 1) 実験及び設置工事等に際しての協議
- 2) ライトアップに関して、色や点灯・点滅等が舟運上、問題となる場合があるため、設計に際しての協議

(5) 光のまちづくり推進委員会

夜間景観づくりの専門家による、新しい光景観のクオリティ向上のためのアドバイスや助言をいただく予定であるため、実証実験前にコンセプトや実験目的や内容、照明機器仕様、求める品質などの実証実験計画書を作成すること。

また、毎回実験報告書を作成すること。

第2条 配置技術者関係

- 1 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」を配置すること。
- 2 ライトアップデザインに関する「ライトアップデザイン責任者」を配置すること。
- 3 実証実験時等において、仮設、設置及び撤去等の行為を伴う場合は、関係する法律に基づき技術者を配置すること。
- 4 上記1、2及び3に記載する各配置技術者は、受託者と直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。

なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。

- 5 業務責任者及びライトアップデザイン責任者は、実証実験時には必ず臨場しなければならない。
- 6 第1条「3 詳細設計図書の作成」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

第3条 業務実施上の条件

大阪府、大阪市及び夜間景観づくりの専門家等よりコンセプトが変わらない範囲で修正の可能性があるので、その意見を取り入れたものに変更すること。

第4条 成果品の提出

- 1 本業務は、電子納品対象案件とする。
- 2 電子納品については、「大阪府都市整備部電子納品要領（案）[業務委託編]」（平成25年4月 大阪府都市整備部）によるものとする

なお、「大阪府都市整備部電子納品要領（案）[業務委託編]」は、大阪府都市整備部のホームページ（以下のURL参照）に掲載している。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/cals2.html>

また、納品媒体はCD-ROMとし、正と副の2部を納品すること。なお、CD-ROMに格納された書類データは、紙に印刷（製本）の上、CD-ROMと併せて納品する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 業務計画書 | 2部 |
| (2) 実証実験結果報告書 | 2部 |
| (各視点場からのフォトモンタージュ含む) | |
| (3) 詳細設計成果品（図面含む） | 2部 |
| (4) 打合せ協議簿 | 2部 |
| (5) 官公庁提出書類（占用申請等） | 2部 |
| (6) その他資料 | 2部 |
| (7) 電子データ（CD-ROMに格納したもの） | 2部 |
- 3 上記に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、これを定める。

第5条 暴力団等の排除について

1 契約書第7条関係

受注者は、大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けた者又は契約書第42条の3第1項各号に該当する者を受任者又は下請負人にしてはならない。

これらの事実が確認された場合、監督職員は、受注者に対し契約書第7条第4項に基づく必要な措置をとるべきことを請求できる。

なお、下請契約等の解除にかかる一切の責任は受注者が負うものとする。

2 再委託契約、下請契約の締結等

受注者は、業務の一部を委任し又は請け負わず場合に締結する委託契約書又は下請契約書に契約書「第42条の3」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

また、受注者は、監督職員より前項の請求があった場合速やかに対応しなければならない。

3 大阪府暴力団等排除措置要綱第11条関係

受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への

届出及び監督職員への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。

また、受注者から業務の一部を受任し又は請け負った業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合においても、届出等を行うよう当該業者に指導しなければならない。

届出等がない場合は入札参加停止をすることがある。

※届出等の様式については、大阪府ホームページに掲載している「大阪府公共工事等不当介入対応要領」を参照のこと。（下記アドレス参照）

http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/youkou/koji_youkou.html